

檜山地域のみなさまへ

(振興局からのお知らせとお願い)

感染者数の急増を踏まえ、社会経済活動維持等の観点から、濃厚接触者の待機期間が、下記のとおり変更になりました。(令和4年7月22日適用)

濃厚接触者の待機期間

いずれの場合も症状がないことが前提

① 同居世帯での対応 (保健所が判断)

○感染者の発症日(無症状の場合は検体採取日)、または住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から5日間(6日目解除)

変更前	変更後
7日間	5日間

※ 2、3日目の抗原定性検査キットによる自費検査で陰性が確認できれば、3日目で待機解除も可

② 事業所の対応 (接触者が判断)

○感染対策を講じていなかった場合

変更前	変更後
感染者との最終接触日の翌日から7日間を目安に外出自粛	感染者との最終接触日の翌日から5日間を目安に外出自粛

※ 2、3日目の抗原定性検査キットによる自費検査で陰性が確認できれば、3日目で待機解除も可

○感染対策を講じていた場合 → 外出制限なし

③ 医療機関等・保育所等の対応 (医療機関等は保健所、保育所等は管理者が判断)

変更前	変更後
感染者との最終接触日の翌日から7日間	感染者との最終接触日の翌日から5日間

※ 2、3日目の抗原定性検査キットによる自費検査で陰性が確認できれば、3日目で待機解除も可

※ 業務従事者は、一定の条件の下、毎日の検査により陰性確認ができれば業務従事可能

※ ただし、①～③のいずれの場合も、7日間が経過するまでは、検温などの健康観察を実施し、重症化リスクの高い方(高齢者等)との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食等を避けるなど感染対策を徹底して下さい。

詳しくは、下記の道HPでご確認下さい。リーフレット等も掲載しています。

「ご自身や身近な人が新型コロナに感染したときの対応について」

→ 北海道 濃厚接触者 で検索 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/kansenkakudai_taiou.html